

京都市中小事業者の 省エネリノベーション支援事業補助金

**申請状況の確認
不備対応の方法
変更(廃止)申請の方法**

令和8年1月21日 第2版

留意事項

● 本事業の実施における留意事項

本補助金の交付を申請する事業者の皆様には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)」及び「交付規程」をご理解のうえ、また以下の点についても十分にご認識いただいたうえで、手続きを適正に行っていただきますようお願ひいたします。

● 申請の留意事項

ア 主な内容について

- 申請等は、事務局が書類の不足等がないことを確認した時点で受け付けたものとみなします。電子申請フォームのステータスで確認ください。
- 申請窓口において、申請書類等の写しの交付や返却は行いませんので、控えはご自身でご用意ください。
- 提出書類は、本事業に必要となる一連の業務のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します。
- 補助対象工事の契約及び着工は、必ず交付決定通知日以降に実施してください。交付決定を通知する前に実施したものについては、補助金の交付対象とはなりません。
- 申請手続き後に交付申請額に変更が生じる場合は、原則として、工事着工前に必ず変更の手続きを行ってください。(軽微な変更を除く。)
- 工事の中止・廃止をするときは、廃止申請の手続きを行ってください。
- 工事内容の確認のため、現場検査を実施することがあります。
- 交付申請等の手続について、申請者が他の者から支援を受ける場合、その費用等について申請者と支援者の両者で事前に合意し、トラブルにならないように留意してください。なお、同手続によって支援者が報酬を受ける場合は、行政書士法の規定にご留意ください。

イ 見積書の取得について

補助対象事業を遂行するために売買又は請負契約を行う場合、契約先の選定を一般の競争に付す必要があります。その手法の1つとして、原則、同条件で2者以上の見積書を取得し、補助対象経費が安い方の見積書を提示した事業者を補助対象事業の契約先として選定してください。

※補助対象経費は原則、補助対象設備ごとに安いかどうかの比較を行います。そのため、補助対象設備ごとの補助対象経費の金額が分かる見積書を2者以上(選定しない方の事業者が作成したものも含む。)から取得する必要があります。

※見積書の取得に当たっては、宛名(申請者名)、発行日(交付申請前の日付)が明記された見積書を事業者から取得してください

ウ 写真の撮影について

補助金のご利用に当たっては、工事の着工前や工事中、完了後の写真の提出が必要となります。撮影を忘れた場合、補助金を交付できないことがありますので、予め必要な写真をご撮影ください。

申請状況の確認

申請状況の確認方法

申請済みの申請内容についてはマイページよりご確認いただけます。
マイページへのアクセスは、以下の2箇所から可能です。

- 申請受付完了のメール
- 事務局ホームページ「マイページ」

市内中小事業者向け高効率機器/断熱改修補助金の申請を受け付けました [要約する](#)

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金事務局 <autoreply@kintoneapp.com>

宛先:

このメッセージは、システムより自動送信されています。
返信は受け付けておりません。

有限公司
担当者氏名様

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金の申請を受け付けました。

申請状況は下記URLよりご確認いただけます。
https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2F6c22e30a.viewer.kintoneapp.com%2Fpublic%2Fa74abae191ed2db774ee607a58b488be69d_ae5db36a945a26ce0d70aa20a1f8data=05%7C02%7Cc_kato196%40itb.com%7cdc0a2f5f07ea48b72e6908de2bd25c05%7Cea04946421d424f9854101db3469d389%7C0%7C0%7C638996379652376739%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXQ8eU1hcGkiOnRydWUsIyOiwLjAuMDAwMClsIIAiOjXaW4zMitslkFOljoiTWFpbClslldUiJoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=kuj3j9XALTQgkkPpNataEA1jIZka3LclH4j09uW1%2FZj8%3D&reserved=0

ご質問等ございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。
※本メールにお心当たりのない場合は、お手数ですが下記メール宛に返信いただけますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】
京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金事務局
電話番号：075-275-3056
メール：kyoto-chusho-eco@bsec.jp
受付時間：午前9時30分～午後5時30分（土・日・祝日、年末年始を除く）

連絡先メールアドレス宛に届いたリンク、もしくはホームページの「マイページ」のリンクより申請状況の確認が可能です。

新規申請フォーム
マイページ

ログインが必要な場合は、下記の手順でログインをお願いいたします。

ログイン

[Googleでログイン](#)

[Microsoftアカウントでサインイン](#)

[メールアドレスでログイン](#)

ログインすることで利用規約とプライバシーポリシーに同意したものとみなします

「メールアドレスでログイン」を選択ください。
※他の方法ではログインできません。

メールアドレスでログイン

このメールアドレス宛にログイン用URLを送信します。

メールアドレス

送信 キャンセル

申請時に登録した「連絡先メールアドレス」をご記入ください。

noreply@kintoneapp.com
宛先:

お客様

のメールアドレスでトヨクモ kintone連携サービスへのログインのリクエストを受け付けました。以下のリンクよりログインしてください。

[トヨクモ kintone連携サービスにログイン](#)

※このリンクからのログインは1回のみ可能です。

ログインのリクエストをしていない場合は、このメールを無視していただいて結構です。

※本メールは送信専用アドレスよりお送りしており、ご返信いただいてもご回答できませんので、あらかじめご了承ください。

[トヨクモ kintone連携サービス](https://kintoneapp.com)

登録したメールアドレスに左記のメールが届きますので、メール内リンクよりログインをお願いいたします。

申請状況の確認方法

ログイン後、下記のページに遷移します。



ユーザーページ

すべてのページ

JBXkintoneプラットフォーム

電子契約

電子契約一覧



Webフォームや公開ページを、テンプレートを使って簡単に作成できます
[ギャラリーを見に行く](#)



トヨクモのkintone連携サービス

URLを覚えていなくても、一覧からページを探せます
提供元の会社/組織名で絞り込めば、素早く目的のページが見つかります。

こちらから申請内容に遷移します。

検索



JBXkintoneプラットフォーム
京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金

申請いただいた内容のステータスが確認できます。
クリックすると申請いただいた内容の確認が可能ですが、「交付申請提出済」「【事務局】交付申請受理(審査中)」等のステータスの場合は、申請内容の修正はできません。



京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金

AZ 並べ替え

受付番号

申請者_事業者名

ステータス

交付申請提出済

1-1件

全1件



交付申請後、約10営業日以内に審査を実施いたします。
隨時マイページをご確認いただき、ステータスをご確認ください。
※メール等での通知は「審査完了時にのみ」実施いたします。
10営業日以内に審査完了通知メールがない場合、申請内容に不備がある可能性がありますので、マイページよりご確認をお願いいたします。

不備対応の方法

申請内容に不備があった場合

「【申請者】交付申請内容の修正が必要です」というステータスになっていた場合、申請内容に不備がございます。
下記赤枠をクリック頂き、申請内容の修正と再申請をお願いいたします。



京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金

AZ 並べ替え

受付番号	申請者_事業者名	ステータス
		【申請者】交付申請内容の修正が必要です

1-1件

全1件



「事務局からのメッセージ」に不備内容の該当部分が記載されています。
「フォームを表示」というボタンが表示されていますので、ボタンを押下し、事務局からのメッセージに従って申請内容の修正、資料の追加等を実施して下さい。
新たに資料を追加する場合は、提出日が分かるよう、ファイル名に日付をご記入ください。
【記入例】2026年1月20日提出 → 「260120機器表」



京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金 > 詳細情報

事務局からのメッセージ

●●について、××の通り記載をお願いいたします。

申請状況

ステータス

【申請者】交付申請内容の修正が必要です

交付決定日

交付決定通知書/不交付決定通知書

変更承認通知書/変更不承認通知書

↗ フォームを表示

こちらから申請内容の修正をお願いします。

申請内容に不備がなかった場合(交付決定)

交付申請の審査が完了した場合、交付決定のお知らせを事務局からメール配信します。
[\(kyoto-chusho-eco@bsec.jp\)から配信いたします](mailto:kyoto-chusho-eco@bsec.jp)
 マイページ上でも下記の通り通知いたします。



京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金

「【申請者】交付決定」というステータスになっていた場合、交付申請の審査が完了しております。

AZ 並べ替え

受付番号	申請者_事業者名	ステータス
		【申請者】交付決定

1-1件
全1件



事務局からのメッセージ

審査完了し、補助金の交付が決定いたしました。本決定通知日より30日以内に事業開始をお願いいたします。(30日以内に事業開始していない場合、交付決定を取り消す場合がございます)
 また、交付決定通知をアップロードいたしましたので、必要に応じて下記「交付決定通知」欄よりダウンロードください。

申請状況

ステータス

【申請者】交付決定

マイページに「交付決定通知」をアップロードいたします。通知メールには添付されておりませんので、必要に応じてマイページよりダウンロードをお願いいたします。

交付決定日

交付決定通知書/不交付決定通知書

[交付決定通知書.pdf](#)

変更承認通知書/変更不承認通知書

交付決定後は、速やかに事業着手(契約の締結/機器の発注)をお願いいたします。

※交付決定後30日以内に事業着手がなされていなかった場合、交付決定を取り消す可能性がございます。

変更(廃止)申請の方法

交付決定後に申請内容に変更があった場合

変更(廃止)承認申請日を記入して下さい。

第4号様式（第8条関係）

2025年12月26日

マイページからは申請いただけません。本補助金事務局のHPより(第4号様式)をダウンロードし、記入後、事務局まで期日必着で原則メールにてご提出ください。メールが難しい場合は、郵送・FAX・窓口でも対応可能です。

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金変更（廃止）承認申請書

(第2号様式)交付決定通知書に記載の交付決定日を記入して下さい。

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第7条第4項の規定により、2025年12月10日付けで交付決定通知を受けた2025年11月26日付けの交付申請内容の変更（廃止）について、以下のとおり承認申請を行います。

交付申請日を記入して下さい。

1 申請者情報

ふりがな	かぶしきがいしやきようとしてすと
申請事業者名	株式会社京都市テスト
所在地	〒600-8023 京都府京都市下京区富永町338 京阪四条河原町ビル7階 TEL (075-275-3056)

2 変更・廃止の別

該当箇所にチェックを入れて下さい。

変更 廃止

変更(廃止)の合理的な理由を記入して下さい。

3 変更（廃止）の理由

●●について、××の為、
補助対象事業における機種・型式・性能の変更が生じました。

4 変更の内容（廃止の場合は、記入不要）

変更内容を分かりやすく記入して下さい。廃止の場合は記入不要です。

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ・機種：●●、型式：●●、性能：●●
・補助対象経費：●●円 | ・機種：××、型式：××、性能：××
・補助対象経費：××円 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|

交付決定後に申請内容に変更があった場合

工事の変更箇所が分かるよう、**機器表、仕様のわかるカタログの写し**、平面図、契約した工事業者等の変更分見積書などを添付してください。

その他、交付申請書の添付書類を参照し必要書類があれば添付してください。

※変更分の見積書については、相見積もりは不要です。

5 添付資料（添付資料について確認のうえ、チェックをいれてください。）

変更の箇所がわかる書類（交付申請書の添付書類参照）

6 委任状

私は、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第15条に基づき、当該手続について、以下の者を代理人と定め、委任します。

代理申請事業者名	株式会社委任事業者名
担当者氏名	委任 太郎
所在地	京都府京都市下京区富永町 338 京阪四条河原町ビル 7 階
電話番号	075-123-5678
メールアドレス	kyoto-chusho-eco@bsec.jp

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上
本補助金の申請を委任する場合、委任者情報をすべて記入してください。
されな
委任されない場合は委任者情報は記入不要です。

【変更】※詳細は手引きを必ずご確認ください。

- ・交付決定の通知後、申請が必要な変更をしようとする際は、速やかに変更(廃止)承認申請書(第4号様式)に変更理由を記載して提出し、その承認を得る必要があります。
- ・なお、この場合において、**当該変更による申請金額の増額は認められません**。また、**事業着手後に協議なく「着手前に申請が必要なもの」に該当する変更があった場合、交付決定を取り消す場合があります**。
- ・申請内容の変更に伴い変更契約を必要とする場合は、**変更契約の締結までに執行団体等から変更承認通知を受け取っている必要があります**。
- ・交付申請額が変わらない変更(軽微な変更)がある場合は、完了時の実績報告書の記入欄に変更内容を記入してください。

●オンライン申請でのご提出をご希望の方

- ・変更があった場合の必要書類は、ご記入後にPDFへ変換し、「**その他必要と認める書類**」へ添付してください。

・また、提出日が分かるよう、ファイル名に日付をご記入ください。

【記入例】

2026年1月21日 → 「**260121変更承認申請書**」

【廃止】※詳細は手引きを必ずご確認ください。

- ・補助対象事業を廃止しようとするときは、補助対象事業の実施を取りやめようとしたときから**令和8年12月25日(金)**までの期間に速やかに**変更・廃止承認申請書(第4号様式)**を提出してください。